

1855年のパリ万国博覧会準備における ジロンド県産ワイン出品

—その決定プロセスにみる県万博委員会委員長 A.Gautier の役割—

野村啓介

はじめに

既稿で筆者は、ボルドーにおける地域権力のありかたにアプローチする一環として、1855年のパリ万国博覧会へのワイン出品準備という局面に着目し、ボルドー商業会議所議事録を中心とする一次史料にもとづいてジロンド県万博委員会（以下、「県万博委員会」または単に「委員会」と称することもある）の組織化と、それにつづくワイン出品にいたる経緯を分析したことがある⁽¹⁾。それはまた、ジロンド県の枠組において、「地域権力の中核としてのボルドー商業会議所」という筆者の作業仮説にもとづきつつ、県知事権力（帝制の権力行使）と地域権力の関係性を探る一環でもあった⁽²⁾。

この県知事権力について筆者は、ワイン出品のイニシアティブが会議所によって発揮されるにいたった点に関連して、マンク県知事（Édouard de Mentque）の「名誉とひきかえの自力救済」という思想のもと県知事主導により県万博委員会の要求する予算が縮減され、会議所の財政的な役割が増大したという事情がかかわっていた可能性も十分にある、との暫定的な結論をくだしておいた。しかし、そのような県万博委員会の受動的な側面のみを強調することで満足し、委員会の主体性ないし自律性が発揮された可能性に留意しないとすれば、地域権力なる側面に注目する意義は半減してしまう。

そこで筆者は、既稿で暫定的ながらくだした言明をさらに確実な史料の根拠によって補強するため、県万博委員会を分析対象にすえる。それは、当該の地域権力のありかたにアプローチするにあたり、またボルドー商業会議所とともに地域権力の担い手として（さしあたり、1855年パリ万博への出品準備という局面に即して）、県万博委員会がけっして軽視することのできない組織体であったとの考えに立脚する。じじつ、この委員会は、ワインにかぎらず県内すべての万博出品物を選定する権限をもっていたがゆえに、出品準備という過程において少なくとも法的には全権者であった（後述）⁽³⁾。

したがって本稿は、同委員会における論議の推移をおうことによって、万博準備におけるワイン出品の位置づけとそこに作用したであろう力関係の地域権力的意味を探る論考のひとつに位置づけられる。この意味において本稿は、冒頭に示した既稿の続編であり、かつそこでの分析を補完するものでもある。

本稿の目的のためには、県万博委員会の議事録を丹念に読み解くのはもちろんのこと、1855年のパリ万博準備にかかわるその他の諸史料を補足的に利用する必要がある⁽⁴⁾。その多くは、現地において収集した未刊行の史料群であり、とりわけボルドー市長ゴティエの『メモランダム』は第二帝制期についてほとんど利用されることがない⁽⁵⁾。それどころか、本稿で使用した史料群は、後述の1855年格付に関するマーカムの研究が万博委員会議事録を多少なりとも参照するのを別とすれば、1855年のパリ万博に関連して分析されることがない。それゆえ本稿は、県万

博委員会のレベルにおいていかなる人物（群）がワイン出品の実現化にかかわったかという問題にとりくむ、最初の試みであるといっても過言ではない。こうした史料分析ののちに、当該のパリ万博にジロンド県産ワインが出品されるにいたった経緯とそこにおけるボルドー商業会議所の介入について、はじめて本格的にあつかったマーカムの所説を批判的に検討したい⁽⁶⁾。

1. ジロンド県万博委員会設立と県知事権力：郡担当委員任命からの考察

1.1. 1854年4月27日の県知事アレテ

パリ万博の準備になう組織の構成は、1854年4月6日デクレ（万博組織に関する一般規則）による。万博運営は、1853年12月24日デクレにより設置された帝国万博委員会の監督にゆだねられ、各県では県知事により任命される委員会が帝国万博委員会の指導のもと関連業務にあたることとされた。指揮系統は中央と各県の万博委員会に一元化されており、県レベルにおいては県万博委員会が出品物選定の裁量権を付与され、この委員会の許可なく出品することはできなかった⁽⁷⁾。つまり、そこには帝制権力の代理者たる県知事の介入さえも想定されていなかったものであり、県万博委員会は県内の万博準備に関するいわば全権者であったといつてよい。ただし、県知事がそこに介入しようとすれば、県万博委員会の委員任命という初期局面がまず考えられる。そこでまず、この局面に触れておかねばならない。

県万博委員会の設置を命じたのは、1854年3月4日付の帝国万博委員会指示書である。これをうけて、3月15日、マンク県知事は県内各郡の農業会議所（Chambres d'agriculture de la Gironde）とボルドー商業会議所に対して、できるだけ多くの委員候補を推薦することを要請するとともに、設置すべき委員会の数や適当な委員数など委員会の根本的なありかたについて諮問した⁽⁸⁾。そののちに発出されたのが、同年4月27日の県知事アレテである⁽⁹⁾。

全4条からなるこの県知事アレテは、第1条において、各県に設置される委員会の権能について規定する3月6日付の帝国万博委員会指示書「地域委員会の機能 Fonctions des comités locaux」に示された県万博委員会の12項目にわたる任務（管轄地域での万博関連の広報、出品者名簿の作成、出品物の厳格な選定など）をそのまま転記し、第2条において10名の県万博委員会構成員を、第4条において県内各郡の担当委員を任命する。

こうして設置された県万博委員会は、同アレテ第3条にもとづき、第1回会議を5月1日14時から県庁舎において開催することとなった。委員長や書記など、のちにみる県万博委員会の事務局が組織されるのも、この会議においてである。

1.2. 県知事による任命：そこにみる権力関係的性格

ところで、県知事アレテによって任命される各種構成員と、上述の商業会議所および農業会議所への諮問は、どのような関係にあるのだろうか。これは、県知事（帝制権力）と地域権力の関係を探る一環として、ぜひともみておかねばならない側面である。すでに既稿において、商業会議所との関係については論及したので、本稿ではもっぱら農業会議所との関係について検討しよう⁽¹⁰⁾。

マンク県知事の諮問に対する各郡からの推薦候補者は、史料の残存するバザス郡（Bazas）、ブライユ郡（Blaye）、ラ・レオール郡（La Réole）、レスパル郡（Lesparre）のうち（つまりボルドー郡とリブルヌ郡については不明）、バザス郡の事例についていえば表1のとおりである。ここにみるように、各郡から推薦された者は、だれひとりとして県万博委員会には選ばれなかった。これに選ばれたのは、ボルドー商業会議所により推薦された人材のなかから8名、のこりの2名は

表1 郡担当委員の任命（バザス郡の事例）

県知事による任命 (1854年4月27日県知事アレテ)		農業会議所等による推薦			
		万博委員候補		カントンごとの担当委員候補	
Tauzin	membre de la chambre consultative d'agriculture			Tauzin	propriétaire à Bazas et membre de la chambre d'agriculture
L'abbé Duroux	professeur de physique et de chimie au collège de Bazas			L'abbé Duroux	professeur de physique et de chimie au collège de Bazas
Saint-Espès Lescot	président honoraire du tribunal			Saint-Espès Lescot	président honoraire du tribunal et ancien président du comice agricole à Saint-Michel-de-Castelnau
Dupuy	membre du conseil général du département			Dupuy	propriétaire, membre de la chambre consultative d'agriculture
Lapeyre	membre de la chambre consultative d'agriculture	Jules Lapeyre	membre de la chambre consultative d'agriculture et propriétaire à Saint-Symphorien	Lapeyre	membre de la chambre consultative d'agriculture
				Saintaubin	membre de la Chambre d'agriculture à Pondaurat
				Laulan	géomètre, ancien maire, à Auros
				Durquey	maître de forges à Bernos
		Le docteur Arduisset	propriétaire et membre du comice agricole à Bazas	Le docteur Arduisset	propriétaire à Bazas
				Daignos	membre de la Chambre d'agriculture à Giscos
				Comte de Sabran-Pontevès	vice-président du comice agricole à Grignols
				Dulau aîné	propriétaire dans le canton du Grignols
				Coycault	propriétaire et usinier à Lerm
				Grenier	propriétaire maire de Langon
				Duthiers	fabricant de bière à Langon
				Brussaut, Henry	agent d'affaire de Mr le Marquis de Lur Saluces à Sauternes
				Mericq	propriétaire à Sauternes
				Hazera	maire d'Hostens
				Coloubie	négociant et usinier à Saint-Symphorien
				Bordes fils	à Noaillan
				Deloubes cadet	propriétaire et usinier à Préchac
				Goufray	maître de forges à Uzeste
		Becquet	propriétaire et membre de la chambre consultative d'agriculture, maire de Fargues		

(典拠: Archives départementales de la Gironde, 8M94: Procès-verbaux des chambres d'agricultureより作成)

おそらくは県知事みずからによる任命であった⁽¹¹⁾。

ただし、上述の県知事アレテに名前をつらねた各郡担当委員のほとんどすべてが、各郡によって推薦された者のなかから選ばれたことは特筆される。推薦候補者リストにあらわれる人名は、レスパル郡が3名しか候補者をあげなかったのに対し、ブライユ郡は8名を推薦するなど、郡ごとに大きく異なる。また、郡によっては、県万博委員会のための候補者とは別に、各カントンごとの担当委員を提案するところもあり、たとえばラ・レオル郡などは18名もの候補者をあげている。県知事によって最終的に任命された各郡担当委員は、もちろん史料によって確認できるかぎりにおいてではあるが、こうして各郡から提出された県万博委員会および各カントン担当委員

のための候補者のなかから選出されることとなったのである。

県万博委員会のメンバは、既稿で指摘したとおり、県レベルでの名士といってよい。それに対して各郡担当委員は、その大多数がそれぞれの郡内における土地所有者が多くを占め、くわえてコミュン首長や郡会などの公職を兼務する者がかなり多い。つまり彼らは、地域権力網のより下部に位置するローカル名士であると考えてよい。このような状況は、県知事権力と地域権力の関係を考えるうえにおいて、重要な判断材料をあたえてくれる。

各郡担当委員がこうした地域権力下部からの推薦にもとづいて県知事に追認されるという事態は、要するに上からの権力体系たる県知事権力が、下からのそれであるところの地域権力を無視することができなかつたという状況を、そうであるがゆえに、それをみずからの権力体系へととりこもうとした動向であったとみてよい。換言すれば、地域権力の重層構造が県万博委員会の階層制に反映したと考えることも不可能ではないだろう。

1.3. 事務局（委員長・書記・報告者）の選出

マンク県知事が出張のため不在のなか、県庁書記官長の司会により、委員会事務局選出のため委員互選による選挙がおこなわれた。この選挙は秘密投票でおこなわれ、投票結果は表2のとおり、ボルドー市長ゴティエが委員長となり、書記と報告者にはそれぞれ県会議員ルグリ・ドゥ・ラサル、および土木技官でボルドー市議員のアルファンが選出された。

表2にみるように、若干の無効票（実際には別の人物に投じられた票の可能性もある）を別とすれば、事務局選出は圧倒的多数での決着となった。票の偏りは一目瞭然であり、その理由が気になるところである。まずもって、ゴティエをはじめとする面々が、委員会構成員のなかで圧倒的多数の集票を可能とするだけの信望をあらかじめあつめていたという理由が考えられる。じじつ、ゴティエはボルドーという県内の中心都市で市長職にあり、ルグリ・ドゥ・ラサルは県会で書記をつとめ、アルファンは前県知事オスマンの信頼が厚く、とくに請われてボルドーに出向してきた中央官僚だった。とはいえ、委員のなかで「望ましい名望」を体現していた（と、少なくとも県知事によってみなされていた）ジョンストンが選ばれなかつたことが気にかからないわけではない⁽¹²⁾。

そこで次に考えられるのが、各委員の投票行動に対して一定の影響力ははたらいた可能性であり、本稿の関心からいえばそれはマンク県知事による事前の影響力行使という可能性である。事務局選出の当日は欠席していたので、投票の場において彼がこれからつくられる事務局の選出についてなんらかの示唆をおこなうことは不可能である。それゆえ、事前の影響力という魅力的な

表2 1854年5月1日 県万博委員会第1回会議
事務局選出の投票結果

	委員名	得票
委員長	ゴティエ	9
	無効票	1
書記	ルグリ・ドゥ・ラサル	8
	無効票	2
報告者	アルファン	8
	無効票	2

(典拠: Archives départementales de la Gironde, 8M94: Procès-verbaux du comité pour l'exposition universelle de 1855より作成)

可能性に思っていたわけである。なおこれに関連して、既稿において筆者は、マンク県知事がゴティエをみずからの人材として重用しようとしていた可能性を指摘したところである⁽¹³⁾。いずれにせよ、県知事によるなんらかの影響力は否定できないにせよ、判断材料の不足から、それはあくまで推測の域をでない。

以上より、県知事の影響力行使を否定しつくすわけではないながらも、第一点めの理由を重視しつつ、どちらかといえばむしろ委員個々の意向がより直接的に投票結果に反映されたという暫定的な結論をくだしておかざるをえない。

2. 県万博委員会での論議：ワイン出品決定のプロセス

2.1. 各郡農業会議所の立場

県知事からの諮問に対する各農業会議所の反応は、議事録をみるかぎり、概して冷めていた、あるいは少なくとも熱狂的だったとはいえない印象をうける。プライユ農業会議所が表明するように、工業・芸術・農業にめだつた「進歩」がないとの意識は、多少なりとも他の郡にも共通していた。それは、いまだワイン出品が問題となっていない時点でのようすであることを勘案すれば、ある程度は納得できる。あるいはそれ以上に、万国博覧会という行事がいかなる地域的意味をもつのかについて、あまり理解されていなかったせいかもしれない。

ただし、各郡が推薦する候補から選ばれる県万博委員会の委員とは別に、カントンのレベルを代表する者をおき、それが郡を代表する県万博委員会委員と地元の製造業等の媒介役となるというアイデアが、どの郡からもあがったことは興味深い。この発想が、すでに第1章第2節においてみたところの、各郡による県万博委員会委員およびカントン担当委員のための候補者推薦へとつながることはいうまでもない。

2.2. 委員会活動への専念度

県万博委員会に名をつらねたメンバが、ただそれだけでジロンド県内における万博のための出品準備に大きな役割をはたしたと判断できるわけではない。ましてや、ワイン出品という側面に着目したとき、委員会全体にみる力の比重、濃淡はけっして均等ではないことだろう。ここでは、そうした役割の程度を測定するひとつの目安として、会議への出欠状況に注目してみた。表3は、委員会の議事録がのこる第1回から第8回までの出欠をあらわしており、出席者には○が記入されている（欠席者には×）⁽¹⁴⁾。

表3のとおり、全員が出席したのは初回と第7回の会議だけで、各回の出席者は7名から10名となっており、とりたてて少ないというわけではない。委員個人に着目すると、皆勤なのは委員長ゴティエと書記ルグリ・ドゥ・ラサルをのぞけば、アロ、ポフィスのみで、1回だけ欠席したのがアブリア、ベルタン、ジャクメである。県レベルで屈指の名望をもつジョンストンは2回しか出席しなかったし、アルファンにいたっては4回だけ出席したのちに人事異動によりパリに転勤となった。とりわけ、ワイン出品が俎上にのぼった11月7日以降については、皆勤はアブリア、アロ、アルマン、ポフィス、ゴティエ、ルグリ・ドゥ・ラサルの6名であり、ジョンストンにいたっては12月14日の1回のみだった。

出欠状況から、それをそのまま万博準備への専念度と直結して判断をくだすことは、もちろんできない。とはいえ、のちに委員会がワイン出品を決定するにいたることを考慮すれば、この出欠状況を軽視することができないのもまた事実である。そのことは、つづく節において明らかと

表3 1855年パリ万博 ジロンド県万博委員会の会議出席表

委員名 日程(1854年)	第1回 5/1	第2回 6/22	第3回 8/16	第4回 11/7	第5回 11/21	第6回 11/28	第7回 12/14	第8回 12/18	第9回 12/24	出席回数
出席者数	10	7	7	8	9	7	10	9		
アブリア Joseph-Benoît Abria	○	○	×	○	○	○	○	○		7
アロ Jean-Paul Alaux	○	○	○	○	○	○	○	○		8
アルファン(報告者) Jean-Charles Alphan	○	×	×	○	○	×	○	—		4
アルマン Jean-Lucien Arman	○	×	○	○	○	○	○	○		7
ポフィス Pierre Beaufils	○	○	○	○	○	○	○	○		8
ベルタン Stéphan Bertin	○	○	○	×	○	○	○	○		7
コロンジユ De la Colonge	—	—	—	—	—	—	—	○		1
ゴティエ(会長) A. Gautier	○	○	○	○	○	○	○	○		8
ジャクメ Gabriel-Charles Jaquemet	○	○	○	○	○	×	○	○		7
ジョンストン N.Johnston	○	×	×	×	×	×	○	×		2
ルグリ・ドゥ・ラサル(書記) Charles Legrix de la Salle	○	○	○	○	○	○	○	○		8

(典拠: Archives départementales de la Gironde, 8M94: Procès-verbaux du comité pour l'exposition universelle de 1855より作成)

なるであろう。

2.3. 県万博委員会での論議の概略

県万博委員会での論議は、1854年5月1日の第1回会議から約8ヶ月間にわたって展開されたが、ワイン出品が議題にのぼったのはようやく第4回会議(11月7日)でのことにすぎない。議事録にもとづき、論議の展開をおっいてこう。

第1回会議では、事務局選出につづき、県内各紙や各郡担当委員をつうじて万博準備への協力要請を周知する旨が決定された。周知する対象者としては、農工業者および芸術家が想定された。約1ヶ月半後に開催された第2回会議では、万博出展にかかる費用について、国庫からの補助が輸送費と会場費のみであるとの帝国万博委員会通知をうけた県知事から、それ以外の必要経費の見積額を知らせてほしいという要請がよせられ、これが審議された。それは、県予算から捻出せざるをえない出費だったためであり、同年8月に招集予定のジロンド県会で審議されることになる。県万博委員会は、最低限1,500フランの経費が必要であるとの見積結果を県知事に報告することに決定した⁽¹⁵⁾。また、出品者を募るためにポルドー学術協会(Société philomatique)の協力をうること、および芸術分野についてはめほしい出品者を探しだす役割がアロ委員に一任されることが決定された。

その後、委員会の広報活動にもかかわらず、期待したほどの積極的な参加がみられなかったようで、第3回会議では製造業者からの出品を確保するための専門委員を選ぶことが決められ、ベルタン、ポフィス、ジャクメが、この任にあたることとなった。この第3回会議が開催された8月16日から、約3ヶ月のあいだ会議が開かれることはなかった。その時期にジロンド県会の会期があたっていたことも一因だったとみられるが(それゆえ、県会議員でもあった委員たちには委員会活動に費やす余力がそがれたことだろう)、県会会期が8月21日から9月4日までの期間

にすぎないことからすれば、他にも原因があったものと推測される。というのも、第4回会議（11月7日）において、出品応募が芳しくないことをにおわせる趣旨の報告がなされているからである。さる10月24日付の帝国万博委員会通知によれば、出品者の最終リストをパリに提出すべき期限が11月末日とされていたが、第4回会議では出品者名簿の作成のためにもっと時間が必要であるとの意見が有力だったのである。約3ヶ月のあいだ委員会が招集されなかったのは、要するに、より多くの出品者を確保することにまどっていたからとみるのが適切だろう。

県万博委員会が期待したほどの出品者数が集まらなかったことを傍証するのが、第5回会議（11月21日）に報告された、出品者名簿の作成状況である。これには166名が登載されたとあり、その大多数がボルドー市内在住者である。つまりこのことは、ある意味、ボルドー市外の諸地域（多くは農村部）において、パリ万博への出品という行為に対する関心が低かったということを示しているのではないか。もちろん他方において、ボルドー市外の諸地域において、万博に出品するほどのものがないという判断がなされた可能性も否定できるわけではない。委員会議事録からは知りえないため断定できないものの、すでに言及した農業会議所等の消極的な意見を勧告すれば、おそらくはその両方の理由が併存していたとみるほうが妥当に思われる。

2.4. ワイン出品論の登場とその背景

出品物選定の過程においてワイン出品問題が議題にあがるのは、11月7日の第4回会議においてであった。その会議の冒頭において、デジヨン商業会議所会頭（兼コート・ドール県万博委員会委員）からの書簡が朗読され、このときはじめて委員会はブルゴーニュとシャンパーニュからワインが出品されるという情報に接した。そして「長い論議のすえ」に、県内の葡萄畑所有者らの意向を知るべきとの結論にいたり、そのような機会をもうけること、とりわけ「格付畑 *crus classés*」所有者には「特別の招待」のもとに呼びかけることが決定された⁽¹⁶⁾。

この時点になってはじめて、委員会においてワイン出品にむけての前向きな決定がなされたわけである。また、ここにみる「長い論議」という議事録の記録は、ワイン出品の是非について見解の相違があったことはもちろん、県内のワイン事情に精通する者が問題を即決できるほどには十分にいなかったこと、あわせてワイン業利害が十分に代表されてはいなかったことなどを推測させる。

第4回会議の時点での状況については、次の諸点を指摘することができる。第一にそれは、ブルゴーニュおよびシャンパーニュという、ボルドーと同様に良質ワインの産地として君臨する地域がワイン出品にのりだすという事実と直面しての反応だったということ。第二に、「格付畑」所有者が特別視されたということ。そして第三に、折から論議になっていたように、製造業部門や芸術部門も含め、十分な出品者が集まらないという現状である。

第二点目については節をあらためて論ずるとして、ここでは第一点目と第三点目に関連して補足しよう。まず、ちょうどこの時期が、収穫作業のひと段落するタイミングにあたることも無視できないように思われる。1851年頃から猛威をふるう病害ウドンコ病 (*oidium*) によってひきおこされた不作は、依然としてこの時期にも影響をおよぼしていた⁽¹⁷⁾。この現実が、収穫直後という時期に直視され、危機感がワイン業利害関係者に大きくのしかかった可能性は大きい。そのような状況において、なんらかの打開策が手探りで模索されていたとすれば、パリ万博という機会をワイン販売の宣伝効果をもつ場として認識したとしても不思議ではない。他方において、万博準備をすすめる立場からすれば、所期の出品物がそろわない現状を少しでも改善したいと考えていたことだろう。

つまり、ワイン業利害にみる危機感と出品者が十分に集まらないという現実的問題とがかさなり、さらにそこにブルゴーニュ等のワイン出品という情報が交差したとき、県万博委員会のなかにワイン出品積極論が不可逆的に醸成されたとみることができるだろう。換言すれば、県万博委員会がワイン出品に傾くこととなったのは、折からの葡萄不作（中長期的要因）と、偶然のめぐりあわせといってもよい短期的要因（デジジョンからの書簡、出品者集めの困難）が結合した結果であったといえるだろう。

2.5. 集团的出品論

第4回会議において、県内葡萄畑所有者に対して意見聴取のための招集をかけることが決定し、第6回会議（11月28日）の直前にそのための集会が開かれた。この集会には、「多数の葡萄畑所有者」が参集し、委員長ゴティエによって「ジロンド県万博委員会は、望ましいあらゆる情報を入手する前に、ボルドーワインについて一定の決定をくださることをよしとしなかった」との説明が冒頭でなされた。論議の結果、ワイン出品のメリットについて満場一致の合意がなされるとともに、個別的・分散的な出品が弊害をうむとして「種々ワインを可能なかぎり集团的かつ完璧に出品することが好ましい」との意見に収束した。

では、こうした集团的出品論の意味とはなんだろうか。「格付畑」所有者のみが利するとすれば、県内の大多数の葡萄畑所有者はそこから漏れるわけだから、後者にとって少なからぬ労苦をとまなまってまでパリ万博に自分の生産物を送り届ける意味は皆無といってよい。そうではなくて、「ジロンド県」ないし「ボルドー」というくくりのもとでワインが出品されるとしたらどうだろう。出品されるワインがたとえ自分のものでなくとも、結果的にみずからのワインがジロンド県（ボルドー）に属すことの恩恵をこうむる可能性がうまれることだろう。11月28日に葡萄畑所有者たちが個別的出品ではなく集团的出品の意向を示したのは、おそらくはそのような理由が小さくない。

第6回会議にみる「ワインを可能なかぎり集团的かつ完璧に出品する」という考えかたは、第7回会議（12月14日）においても、「ある委員」によって「集团的展示のみが有益」との見解が示されるなどして、くりかえし表明された。この意向は、なんらの疑問を呈されることなく、県万博委員会においても大勢を占めることとなる。なお、この考えかたはそののちにパリ万博へのワイン出品を一手にひきうけることになったボルドー商業会議所にも確実にひきつがれていった⁽¹⁸⁾。たとえば市町村長宛の文書（1855年1月13日付）では、「一般利害の観点から、オーナー名を記載しない」とし⁽¹⁹⁾、ワインの集团的出品の立場にたつことを明示したことにみられるごとくである。

ところで第7回会議では、集团的出品の発想にいたった先例として、1851年ロンドン万博においてリヨン商業会議所が絹製品について採用した方式に言及がなされている。このような発想法は、実をいえば、ジロンド県万博委員会による独創ではなく、1854年10月15日付の帝国万博委員会通知に示唆されたものである可能性が高い。なぜならこの通知には、リヨンやミュルーズの製造業などにおいて最良のものが厳選され、集团的に出品されて成果を残した、それゆえ各県の出品物選定でもこうした出品方法を推奨する、とあるからである。つまり集团的出品という考えかたは、帝国万博委員会のお墨付きをあたえられた方法だった⁽²⁰⁾。要は、その方法が、ジロンド県（ボルドー）として代表するワインを出品するという考えかたに適合的だったのである。そして、そこにこそ「格付畑」を特別視するという姿勢が接合されることとなる。

3. ボルドー商業会議所への協力要請におけるイニシアティブ

3.1. 「格付畑」所有者を重視する姿勢について：商業論理の優越

ここまでの説明では、第二点めの「格付畑」所有者が特別視された事実について何も解決していない。それどころか、議事録からはそれがだれの意見としてだされたものかさえ判然とせず、問題の核心をつくような分析が不可能である。とはいえ、次善の策として、ワインづくりに関する一般論をもとにある程度までの推測ができないわけではない。それは、「格付畑」という用語法に着目しての推論である。

「格付畑」という用語は、いわゆるボルドーワインの1855年格付を念頭において発されたものではもちろんない。1855年の格付は、1855年4月段階になってはじめて、ボルドー商業会議所によって正式に文書化されたにすぎない。「格付畑」の語は、それより前の段階（遅くとも18世紀）において、ボルドー商業界がワイン取引における売買価格をもとにしたヒエラルキーを表現する用語法としてすでに定着していた。ボルドー商業が取引するワインのなかで、他の並級ワインと比較して並はずれた高値で取引されたがゆえに、差別化のための用語として「格付畑」がもちいられた。つまりそれは、ボルドー商業の論理においてはじめて意味をもちうる用語法なのである⁽²¹⁾。

したがって、この用語法を可能とする思考法をもつことができるのは、実際に葡萄畑を所有し、あるいはワインの生産ないし取引に関与するなど、多少なりともワイン業利害にかかわる者でなければ考えにくい。こう考えると、委員会構成員のなかでまさきに思いあたるのは、のちの1855年格付により第5等級に格付けされるシャトー・ドザク（Château Dauzac）の所有者であり、かつ貿易商でもあるジョンストンだが、あいにく彼は第4回会議を欠席していた。つまり、その会議において「格付畑」を口にしたのは、シャトー所有者でありつつ地元の大商人でもあるがゆえに、その用語法に最も慣れ親しんでいたであろう人物ではなかったと判断できる。ジョンストン以外では、委員長ゴティエ、書記ルグリ・ドゥ・ラサル以外にも、中小規模であれ葡萄畑所有者がいたとみられ、それゆえ彼らもまた少なからずワイン業利害とかかわりがあったと考えられる。これは、第4回会議において使用された「格付畑」の表現が、純粋な意味での商業界に属すわけではない、中小の葡萄畑所有者によるものであったことを意味する。

この推論は、いわば状況にもとづくそれであり、中小の葡萄畑所有者による主体的なかかわりについては別に分析する価値がある。筆者は、この問題を別稿にゆずることとし、本稿では委員会内の中小所有者のひとりである委員長ゴティエに注目することにしよう。

3.2. 会議所への協力要請の主導者：委員長ゴティエの役割

11月28日の第6回会議では、葡萄畑所有者たちが退室したのち、委員会のみによる会議が継続され、ボルドー商業会議所に対して葡萄畑所有者の前向きな意向を伝えるとともに、会議所の意見と協力を求めることが決まった。このために委員会から会議所宛に送られた書簡は、委員会関連史料群には残されておらず、会議所側の議事録によってその概略がわかる程度である。これによれば、委員会からの11月28日付書簡（その日付は、まさに第6回会議の結果をうけて作成されたということを意味する）には、「委員会は会議所に対し、準備中の展示会にフランスワインが出展されるのに最も有益であると考えられる実践的諸方策についての見解を求め」たとある⁽²²⁾。

さてここに、会議所に対して「実践的諸方策」についての協力をあおぐという考えが端的に表明されているわけであるが、このことは要するに、出品という大枠の方針は決定したものの、ど

のような具体的手順をふめばよいのかという問題は県万博委員会で解決することができなかったことを示唆するといえるだろう。このような流れを主導した人物が誰だったのかをつきとめるのは、発言者の匿名を原則とする議事録を参照するしかない現状では、たしかに至難の業である。しかし少なくとも、今回の会議にもジョンストンは不在だったのであり、そうであったがゆえに委員会が実務に関する事項を最終決定できなかったと解することは可能である。

ところで筆者は、既稿においてすでに、県万博委員会側においてワイン出品を主導した人物として委員長ゴティエをみのがすべきでない旨を指摘しておいた⁽²³⁾。それは、県万博委員会からボルドー商業会議所にあてて送られた1854年12月28日付書簡において、会議所に対してワイン出品に関する全面委任が表明され、そこに書簡作成者であるとみられるゴティエの主導性がうかがわれるとの言明であった⁽²⁴⁾。その後の調査によりみつかったゴティエの日記『メモランダム』の記述が、これを裏づけると考えられるので、参照してみよう⁽²⁵⁾。

『メモランダム』の12月28日の記述には、公務の合間に商業会議所会頭デュフル＝デュベルジェ (Lodi-Martin Duffour-Dubergier) と会ったとの記載がある。会話の内容は記されていないが、昼間にデュフル＝デュベルジェと会うことじたい珍しいことで、少なくとも県万博委員会の開催期間中において公務の合間をぬって面会したとの記述は、『メモランダム』には他にみられない。12月28日に県万博委員会の会議は開かれておらず、ゴティエは外出先での公務にあたっていたのちに、市庁舎にもどり日常の公務に復帰した。その日に書簡が作成されたとすれば、それが着手された時間帯は市庁舎の執務室に帰室したあたりから、帰宅後の就寝前までのあいだ、ということになる。『メモランダム』の他の記述をふくめて考えれば、自宅での書簡作成のばあい、その下書きは『メモランダム』になされることが普通だったとみられるので、上の商業会議所宛書簡が作成されたのはゴティエが市庁舎にいたときだった可能性がきわめて高い。

以上のとおり、書簡作成日とデュフル＝デュベルジェとの面会がいずれも12月28日だったという日付の一致と、書簡作成がその面会后になされたとみられることは、ゴティエとデュフル＝デュベルジェの協力関係を示唆してあまりある。ワイン出品に関する会議所への全面委任にかかわる話題が、このときの会談でなされた可能性はかなり高いといわざるをえない。

事情が上のものであるとすれば、なぜゴティエがこのような積極的な役割をはたしたのかという疑問がわく。それは、彼と商業界のあいだに小さからぬ関係性が存在していた可能性を示唆する。とはいえ本稿では、とりくむべきテーマから逸脱するため、この側面について詳細に論ずることができない。ここでは、ゴティエの家系が商人家系につらなるという事実をかりうじて指摘しうるのみである⁽²⁶⁾。

4. マーカム説の再検討

以上にみてきたとおり、ワイン出品の主導権が県万博委員会からボルドー商業会議所へとうつる過程において、ゴティエの役割がかぎりなく大きいことを示してきた。そこで、本稿の分析を研究史上に位置づけるため、1855年格付の制定経緯に関する本格的研究にはじめてとりくんだマーカムの研究に言及する必要がある。

マーカムによれば、県万博委員会がワイン出品についての協力を会議所に依頼するよう論議を収束させることになったのは、会議所メンバでもあった貿易商ジョンストンの力が決定的だったという。つまり、シャトー所有者主導で決定されることに対して危機感をもったジョンストンが、ボルドー商業会議所に意見を求めることを提言し、それに成功したというのである⁽²⁷⁾。

ジョンストンの役割を重視するマーカム説はたしかに一定の説得力をもつようにもみえるが、とくに以下の点で疑念が生ずる。第一に、マーカムは主導権が県万博委員会から会議所に移行する過程を詳細に検討してはいないことである。第二には、これと軌を一にするもので、その主張が史料の根拠にもとづいていないことである。というのも、議事録そのものは発言者が匿名で記録されており、ただ単に議事録を読むだけでは、発言者を特定することはほとんど不可能だからである。さらに重大な誤りは、本稿でみてきたとおり、県万博委員会が商業会議所への接触を決定したのは第6回会議においてであり、その場にジョンストンはいなかったという事実がみのがされていることである。つまりマーカムは、関心対象が1855年格付の内容とその成立過程に、究極的にはワインそのものにある関係上、ジョンストンがワイン利害に密接にかかわる貿易商人であることから、そのような発言が彼によるものにちがいないという予断をもってくださった判断にすぎない⁽²⁸⁾。

マーカムがとったのは、最終的にはボルドー商業会議所がワイン出品準備の主導権を掌握したという結果を重視し、そこから遡及的に会議所のかかわりや、ひいてはワイン業における商人の影響力へと推論をすすめるという方法である。その結果、県万博委員会における論議のなかに、ワインに関するそれのみを追いつつ、同時にボルドー商業会議所のかかわりをいわば予定調和的に追跡することとなってしまった。さらには、県万博委員会から会議所へと主導権がうつる経緯に、最初から焦点があわさってしまっていたとさえいえる。

このような態度じたい、分析のありかたとしてなんらとがめるべきことではないが、その反面、会議所の介入をアプリアリに前提するかのような立論になってしまったことは否めない。いかにいえば、県万博委員会における論議の過程において、いかにしてボルドー商業会議所がワイン出品に関する主導権をにぎったのかという問題についての論証は、依然として十分にはなされていないのである。

もちろん、ワイン出品のプロセス全体において、すなわち会議所じしんによって出品プランが具体化されるプロセスをも含めて考察するならば、ジョンストンの積極的役割を否定することはできない。しかし、本稿での分析からみてきたのは、会議所によるワイン出品のイニシアティブ掌握について、委員長ゴティエこそが、ジョンストンと同等に、あるいはそれ以上に主体的かつ積極的に関与したのではないかということであった。つまり、彼と会議所会頭デュフル＝デュベルジェの協力関係が、ワイン出品に関して県万博委員会から商業会議所への全面委任という推移を準備した可能性がきわめて高いのである。

おわりに

パリ万博への出品過程に関する分析は、ボルドー商業会議所以外の多様な権力的契機（ないし権力的要素）が混沌として錯綜する場へとわけり、地域権力の複雑な構造と作用のありかたを解きほぐすための前提となる作業である。本稿は、その観点から、ワイン出品準備の主導権が会議所へと決定的に移行するにいたる経緯とその要因を解明する試みであった。

既稿において検討対象とした県知事（それゆえ帝制権力）の支配は、県万博委員会の内部にはおよんでいなかったと考えられる。すでにみてきたとおり、委員たちじしんによる論議にそって事態は推移していった。ことワイン出品に関しては、ブルゴーニュ等への対抗意識などに裏打ちされていたであろう積極論が、その実現に大きなインパクトをあたえた。この局面においてボルドー市長ゴティエのはたした役割がけっして無視できるものでないことは、本文でみてきたとお

りである。こうして、「集团的出品」の枠組において、会議所がジロンド県（ボルドー地域）を代表するワインの選定に主導的役割をはたす道筋がつけられたのである。

もちろんこれは、県万博委員会予算の制約という県知事権力の発動のもとでの経緯だから、委員会の完全な自律性を意味するものではないのかもしれない。しかしそれにしても、そのような制約下にあっても発揮される地域権力レベルでの主体性ないし自律性といった側面こそが、本稿の立場からすれば刮目すべき事態なのである。

したがって、本稿を補完すべくとりくむべき次の課題は、ひきつづき地域権力（ないし地域権力圏）やローカル政治などをめぐる論考となる予定であり、さしあたり以下のとおり考えているところである。まずパリ万博との関連で、地域権力と県万博委員会（さらには帝国万博委員会）の関係についてである。本文中に言及したとおり、このなかに中小所有者層の主体性とゴティエの商業界との関係にかかわる課題が存する。とりわけ中小所有者層との関連では、パリ万博関連の分析のなかで派生的にみつき、地域権力分析に不可欠と思われる重要問題であるところの、農業会議所制度と地域権力の場におけるその機能に関する具体的分析が含まれる。

次に、会議所においてワイン出品に関して審議された会議では、砂糖問題が大きな比重を占めていたことをみのがすべきでない。ここに、筆者が以前にとりくんだ砂糖関税をめぐる問題（植民地砂糖と国内てんさい糖の利害対立）が、ワイン業利害、とりわけワイン生産との関連で考察すべき課題として浮上してくる。こうして、ボルドーのワイン業利害というミクロの世界が、植民地貿易をもまきこむマクロの世界へと接続される展望が少しずつみえてきた。

最後に、地域レベルでの県知事の役割や、地域社会への干渉などといった支配行為については、帝制権力と地域権力の関係を考察するうえで、今後ともより徹底的な具体的分析が必要となることはいうまでもない。それは、ひいては帝制の中央レベルをも視野に入れた第二帝制論（ないしボナパルト体制論）の検討へとリンクしていくべき性格の課題である。

本稿は、以上にみる諸課題の一環としての、ほんのささいな論考のひとつにすぎない。

[付記]

本稿は、平成 23 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C)「フランス第二帝制の万博政策と地域権力に関する基礎研究」(課題番号 20520630 研究代表者:野村啓介)による研究成果の一部である。

注釈

- (1) 野村啓介「1855年のパリ万国博覧会準備にみるジロンド県万博委員会とワイン出品問題」『国際文化研究科論集』(東北大学大学院国際文化研究科)第19号(2012年3月)、91～102頁。以下、「1855年」と略記。
- (2) 「地域権力」なる概念の検討は、筆者とは別に、政治学(政治の科学 *science politique*)の領域においても、A. マビローの「地域システム論」に代表される視角から精力的にとりくまれている。それは、第五共和制期の中央権力と地方の権力関係を分析するに際して、行政区画としての県を中央権力と地域権力が交差する場とみなす立場にある。ここにいう地域権力という用語法のもとにイメージされる地方政治は、法制度上の諸機構とともに、「地方名望家」などのアクターによって展開されるとされ、そこでは公職兼任の状況もまた分析対象として重視される。中田晋自『フランス地域民主主義の政治論』(御茶の水書房 2005年)、とりわけ序論「補論二 フランス地方政治研究の動向—地域システム理論の発展と『地方名望家』イメージ」(57～80頁)を参照。本書は、筆者が最近になってたまたま手にとったものだが、そこにみる地域権力の構想は、筆者が従来より考えてきたものと驚くほど合致する。とはいえ、それは現代的問題関心につらぬかれた、すぐれて理論的な内容をもっており、それゆえ筆者が考えてきたボルドーという個別具体事例から着想され構想される「地域権力」概念とは、

概念構成のベクトルが異なる。もちろん、こうした政治学的知見をどのようにして歴史研究に生かすことができるのかという問題は、歴史概念を磨くうえで参考にする価値を十分にもつ。

- (3) こうした中央権力レベルにおいて規定された法的地位に対して、県万博委員会がそれを逸脱する（あるいは逸脱するかのよう）なうごきを見せたとすれば、そのことはとりもなおさずそこにポルドーにおける主体的、自律的な地域権力が作用したことを意味するだろう。本稿は、こうしたねらいを念頭におきつつ、まずは委員会の人選という局面において発揮されたとみられる地域権力の自律性を指摘する試みである。
- (4) Archives départementales de la Gironde, 8M94: Procès-verbaux du comité pour l'exposition universelle de 1855. 本文中、県万博委員会の議事にかかわる内容は、とくに断らないかぎり、この議事録にもとづく。なお、このカルトンには、県万博委員会議事録のほか、出品者名簿、各郡農業会議所議事録、帝国政府の各種命令書や帝国万博委員会からの指示書などもふくまれており、筆者は本稿執筆にあたってこれらすべての史料を参照した。
- (5) Archives municipales de Bordeaux, Fonds Antoine Gautier: Antoine Gautier, *Mémoire*. アルベール・シャルルの二月革命期ポルドーに関する研究では、政治状況の分析に関してゴティエの『メモランダム』が駆使されるが、それよりのちの時期については研究者によってあまり参照された形跡がない。他の時期については、ギヨムが七月王制初期について1832年から1834年までの分を使用して、都市ブルジョワの側面にせまる。Charles (Albert), *La Révolution de 1848 et la Seconde République à Bordeaux et dans le département de la Gironde*, Bordeaux, 1945; Id., *Portrait intellectuel d'un grand bourgeois bordelais du milieu du siècle dernier, d'après ses impressions de lecture et de théâtre, Revue historique de Bordeaux et du département de la Gironde*, t.X, 1961, pp.177-190; Guillaume (P.), *Un provincial témoin de son temps: A. Gautier, bourgeois de Bordeaux (1798-1882)*, *Actes du 89e Congrès National des Sociétés Savantes*, Lyon, 1964, section d'histoire moderne et contemporaine, Paris, 1965, pp.963-979.
- (6) Dewey Markham Jr., 1855 : *histoire d'un classement des vins de Bordeaux*, Bordeaux, 1997 (1855 : *a History of the Bordeaux Classification*, New York, 1997).
- (7) 野村前掲論文「1855年」に詳述。
- (8) 県知事による質問は、委員会設置の迅速かつ効果的な方法や、県内にいくつの委員会を設置すべきか、その委員会の委員数はどうすべきか、という内容である。野村前掲論文「1855年」。Markham Jr., *op. cit.*, p.35 も参照。
- (9) Archives départementales de la Gironde, 8M94: Arrêté du préfet du département de la Gironde. Du 27 avril 1854.
- (10) なお、農業会議所の議事録は、ポルドー郡とリブルヌ郡についてのこされてない。Archives départementales de la Gironde, 8M94: Procès-verbaux des chambres d'agriculture.
- (11) 野村前掲論文「1855年」。史料のないポルドー、リブルヌ両郡については、推薦候補者を知ることができないため、ここでの言明は現時点における暫定的なそれにすぎない。
- (12) 県知事当局によれば、ゴティエは1万フランほどの収入しかないため「望ましい名望」の条件を満たしていないと考えられており、それに対して収入4万フランの貿易商人ジョンストンは十分な資格をもっていた。野村前掲論文「1855年」。これに関連して、次註も参照。
- (13) 既稿で筆者は、ゴティエが皇帝に対して確固たる忠誠心をもっており、帝制の県知事という立場にあるマンクにとって信頼できる人物であったこと、社会的威信という点で、当該地域の新参者であるマンク県知事にとって「望ましい名望」を体現する実力者はあつかいづらかったにちがいないことから、ポルドー市長職の経験者であり、かつ前任の県知事オスマンが市政をゆだねたゴティエを再任するほうが、マンク県知事にとって適任であると考えられた、とのみとおしを示しておいた。野村前掲論文「1855年」。
- (14) 第8回会議の議事録には、第9回会議（12月24日開催予定）の開催について記録されているが、その議事録はのこっていないため、出欠状況は不明である。なお、ゴティエの『メモランダム』によれば、第9回会議が実際に開かれたのは12月23日のことだった。A. Gautier, *op. cit.*, les 22 et 23 décembre 1854.
- (15) 県会での審議内容については、野村「1855年」を参照。この県会での万博関連予算審議において、マンク県知事は「名誉とひきかえの自力救済」の論理を展開し、県万博委員会の要求額を大幅に圧縮して決定した。
- (16) 「格付畑」という訳語について補足が必要だろう。本来、「cru」という語は、特定の気候と土壌をそなえた環境をさし、そこから派生して、そのような環境のもとで産するワインそのものも含意する用語として使用されるようになった。そうした複合的観念を同時に包含する適当な訳語がみあたらないため、本稿ではさしあたり「格付畑」との仮訳により統一したにすぎないことを断っておく。
- (17) 同年8月21日の県知事による県会開会時の基調報告を参照。Archives municipales de Bordeaux, 329.C.19: Séance du 21 août 1854, *Conseil général de la Gironde, session de 1854, procès-verbaux des délibérations*, Bordeaux, 1854.

- (18) 「県委員会は、ワイン出品をボルドー商業会議所に託した」(1855年4月19日付ジェロムあて書簡)とする立場が堅持された。Lettre de la Chambre de commerce de Bordeaux à Jérôme Bonaparte (19 avril 1855), cit. par Markham Jr., *op. cit.*, pp.133-135.
- (19) Markham Jr., *op. cit.*, p.128.
- (20) Archives départementales de la Gironde, 8M94: Circulaire no.15 de la Commission impériale de l'Exposition Universelle.
- (21) 用語法は一定しておらず、「格付畑」以外にも、「格付(化) classification」、「特級畑 grand cru」、「特級ワイン grand vin」や、その他の類似表現をふくめ、多かれ少なかれヒエラルキーを含意する用語法がみられた。Markham Jr., *op. cit.*, ch.3, pp.55-103 に詳しい。
- (22) Archives municipales de Bordeaux, 330.C.5: Séance du 29 novembre 1854, *Extraits des procès-verbaux, lettres et mémoires de la Chambre de commerce de Bordeaux* pour 1854. 以下、PVCCBx と略記。
- (23) 野村前掲論文「1855年」。ワイン出品問題が会議所の議論対象になってから、会頭デュフル＝デュベルジェが積極的に関与するようになる。野村啓介「『1855年格付』制定にみる『ボルドーワイン』ブランド創出の試み—地域権力としてのボルドー商業会議所—」『ヨーロッパ研究』(東北大学大学院国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座)第5号(2005年)、107～134頁。
- (24) この書簡は県万博委員会関連史料のカルトンにはないが、ボルドー商業会議所議事録に全文が掲載されている。Lettre du comité départemental, lue dans la séance du 28 décembre 1854, PVCCBx. なお、ワイン出品を会議所に委任することに関する記述は委員会議事録にはない。わずかに出品者リスト(日付不明)から、商業会議所による出品が許可されたことがわかるのみである。しかも、会議所はリストの最初(つまり通し番号の1番め)にある。出品者名の記載はアルファベット順になっておらず、かといって、ようやく12月下旬に委員会からボルドー商業会議所にワイン出品が託されたにすぎないことから考えると、出品申請順であるとも考えにくい。とすると、委員会によって出品許可がなされた順番であった可能性が高い。なお、3枚の紙片からなる出品者名簿の末尾には、委員長ゴティエとルグリ・ドゥ・ラサルによる署名が二名分あるのみである。このことは、本稿では注目してこなかったルグリ・ドゥ・ラサルもまた、ワイン出品に主導性を発揮したことを意味するのだろうか。
- (25) 『メモランダム』には、万博関連の記述が散在しており、論議内容について詳細な記述がなされることはまれである。A. Gautier, *op. cit.*, du mois de juillet au décembre 1854. なお、1854年についての記述は、1月から6月までのものが欠けており、したがって県万博委員会の設立をめぐる当事者の証言がえられない。
- (26) ゴティエは、シャルトロン街の商人である父ジャンと、ルセル街の商人の娘フランソワーズ＝エメ・ラガルデルのあいだに誕生した。つまり彼は、父母をとおして商業界につらなる。Jean Cavignac, *Les vingt-cinq familles: les négociants bordelais sous Louis-Philippe*, Bordeaux, 1985, p.9, n.1.
- (27) Markham Jr., *op. cit.*, pp.37-40.
- (28) くわえて、マーカムが葡萄畑所有者と商人の対立という図式を安易に想定するのも気がかりである。彼自身がひきあいにだす貿易商ジョンストンじたい、既述のとおり、その両面をかねそなえるのであって、問題がそう簡単ではないことを暗示する。それはまた、社会経済的な分析をへたうえでなければ、軽々な結論をくだせないことも教示してくれる。